

# 文化庁等の京都移転について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、文化庁

## 1 文化庁の早期移転と機能強化

- 我が国の文化行政のさらなる発展に繋がるように、「文化庁の移転の概要について」に沿って文化庁の機能強化を図るとともに、東京一極集中の是正と文化による地方創生を実現するため、一日も早く京都への全面的移転を実行していただきたい。

### <京都府の取組>

京都では、文化庁の早期全面的移転をサポートし、京都側が準備すべきことを検討する組織として、副知事をトップとする京都府、京都市、経済界からなる「文化庁移転準備会議」を設置

- 文化庁の早期移転実現のため、移転候補地の選定、法令的な課題等の検討などの取組について加速していただきたい。

### <京都府の取組>

京都府では、本格移転場所候補地の一つである京都府警察本部本館の耐震診断調査を実施

- 文化庁と一体的に効果的で幅広い文化行政を推進するため、文化関係独立行政法人（（独）日本芸術文化振興会、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構）についても、京都への移転について具体的な検討を実行していただきたい。

### <文化財集積の状況>

関西には国宝の約 5 割、重要文化財の約 4 割が集中しており、その約半数（約 2,400）が京都に集積している。文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積する京都に移転することで、東京一極集中の是正と文化による地方創生が実現

## 2 平成 29 年度の先行的移転に係る関係予算及び実施体制の確保

- 平成 29 年度から京都に設置され、新・文化庁の第一歩となる「地域文化創生本部」(仮称)における関係予算及び実施体制を確保していただきたい。

## 3 文化財のさらなる保全

- 文化財のさらなる保全に向け、未指定文化財の中でも文化財的価値の高いものを優先的に保護するための悉皆調査や保存修理、防災・防犯設備の整備等に対する財政支援制度を創設していただきたい。

### <京都府の取組>

京都府では未指定文化財の保全のために、「京都府社寺等文化資料保全補助金」「文化財を守り伝える京都府基金事業」「祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金」など独自の支援事業を実施

<文化庁の概算要求>

◎ 文化庁の機能強化と京都への移転の推進 22 億円（新規）

「地域文化創生本部」（仮称）を京都に設置し、地元の協力を得ながら、観光拠点形成重点支援事業など、新たな政策ニーズに対応した事務事業の実施等を通じて文化庁の機能強化を図る。

（事業の内容）

① 先進的文化芸術創造拠点形成事業 15 億円

地方公共団体が地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸など）を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する地域経済の発展等につながる先進的な取組を支援（10 地域）

② 観光拠点形成重点支援事業 5 億円

文化財を中核とする観光拠点の整備を推進するため、歴史文化基本構想策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する重点的な支援を実施する。

③ 地域文化創生本部（仮称）管理費等 2 億円

【現状・課題等】

1 文化庁の早期移転と体制強化

◎ 実証実験（平成 28 年 7 月）

文化庁が京都市内において、約 2 週間の実証実験を実施。ICT の活用の実証（テレビ会議システムの活用）や現地の文化行政をめぐる状況の把握、その他の課題の有無を検証

◎ 文化庁・関西広域連合・関西経済連合会共同宣言（平成 28 年 7 月 21 日）

文化庁、関西広域連合、京都府、京都市及び関西経済連合会の 5 者により、「文化芸術立国」の実現を目指す共同宣言を発表

◎ 第 2 回文化庁移転協議会（平成 28 年 8 月 25 日）

「文化庁の移転の概要について」を取りまとめ

○ 文化庁の機能強化

- ・ 観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野との連携を強化し、総合的な施策の推進
- ・ 文化芸術資源を核とする地方創生の推進体制や、生活文化、近現代文化遺産等の複合領域や新分野に対応できる体制の構築
- ・ 戦略的な国際文化交流・海外発信を進めるため、外務省等との連携強化
- ・ 文化政策研究にかかる体制の構築

○ 文化庁移転の行程について

(1) 平成 29 年度から実施する先行移転について

- ・ 文化庁の一部を先行的に移転し「地域文化創生本部（仮称）」を設置（京都・関西の協力も得て 30 人程度の体制）
- ・ 同本部において、地方創生や経済活性化を促進する拠点形成事業や広域文化観光モデル事業を実施

(2) 本格移転について（進め方）

平成 28 年内	移転先候補の選考 法令的な課題、必要経費等の検討
平成 29 年 8 月末	具体的な庁舎の場所、費用負担のあり方等の決定
平成 30 年度	機能強化、抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正法案等を、1 月からの通常国会を目途に提出

◎ 第 12 回まち・ひと・しごと創生本部会合（平成 28 年 9 月 1 日）

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」を決定。文化庁を含む中央省庁等の移転について、今後の取組を取りまとめ

2 文化関係独立行政法人の京都移転促進

文化関係独立行政法人：（独）日本芸術文化振興会、（独）国立美術館、  
（独）国立文化財機構

◎ 執行業務については現場に近いところで実施（移転理由①）

文化関係独立行政法人は、文化庁との業務の結びつきも強く、まさしく文化行政の執行部門

◎ 東京一極集中の是正（移転理由②）

政府関係機関の移転の目的は、東京一極集中是正であり、地方創生の推進

◎ 関西地域における文化資源は、首都圏に遜色ないもの（移転理由③）

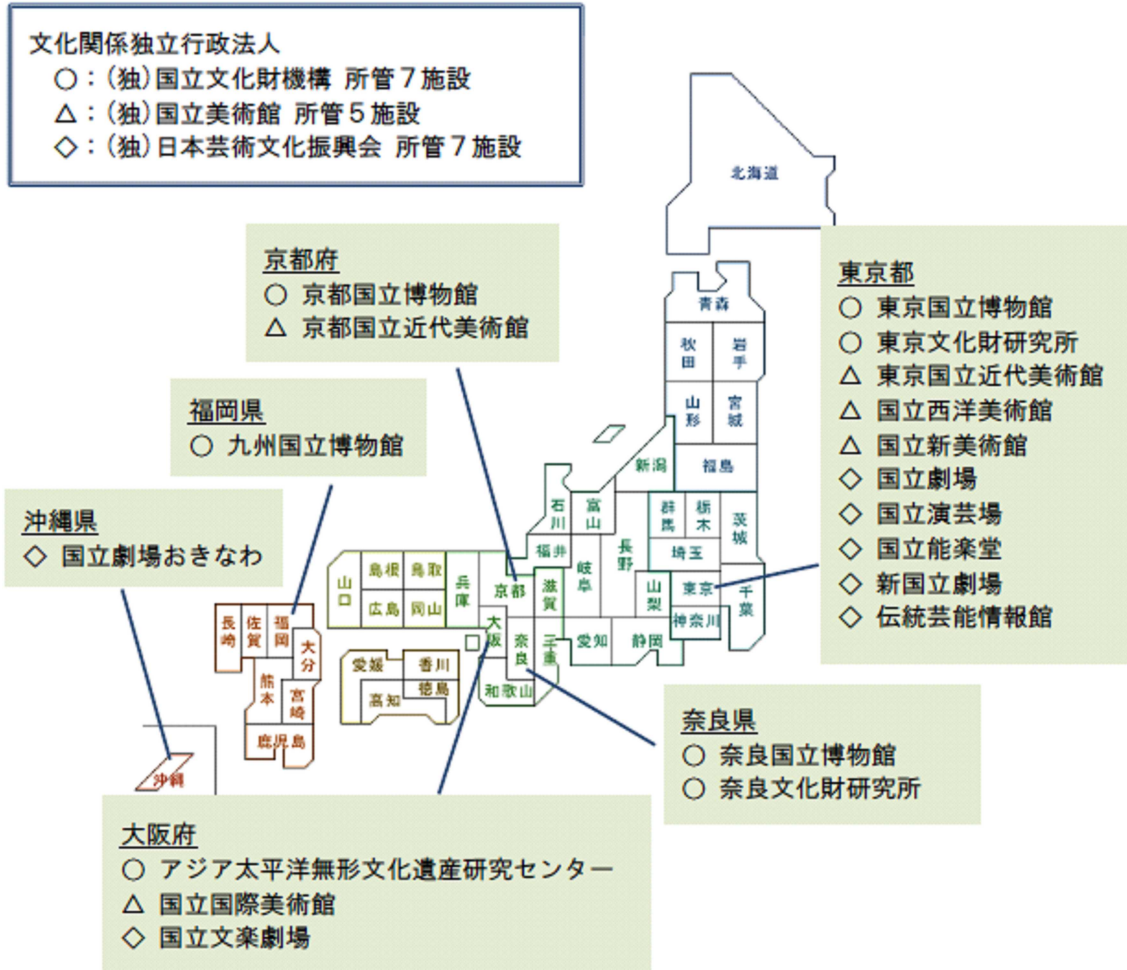
- 関西には芸術・創作系の学部等を有する大学や専門学校が多く立地しており、主要事業の教育普及事業などについて、大学等との連携により現場ニーズに沿った企画立案を行うことが期待できる。

芸術・創作系の学部等を有する大学 関西 56 校（うち京都 18 校） ※東京 69 校

うち美術関連 関西 25 校（うち京都 6 校） ※東京 34 校

デザイン・写真・芸術・工芸系専門学校 関西 54 校（うち京都 9 校） ※東京 46 校

- 国立美術館 5 施設のうち 2 施設が関西に集積（京都国立近代美術館、国立国際美術館（大阪））。国立文化財機構 7 施設のうち 4 施設が関西に集積（京都国立博物館、奈良国立博物館、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センター）



## 3 都道府県指定文化財のさらなる保全

## ◎ 修復に係る補助制度

## ○ 未指定文化財（京都府）

事業名	京都府社寺等文化資料保全補助事業	文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金	祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金
趣 旨	社寺等文化資料の緊急的な保全	文化財の適正な保存、継承	文化財として価値のある祇園祭山鉾を保全する
事業主体	社寺等	文化財の所有者等	山鉾保存会
対象事業	保全	保存修理等	山鉾懸装品の新調
対象物	建造物、有形民俗文化資料、美術工芸品	歴史的建造物等 （*指定文化財含む）	山鉾懸装品
対象経費	保全修復等に要する経費	保存修復等に要する経費	山鉾懸装品の制作費等
補助率	1 / 2 以内	1 / 2 以内	2 / 5 以内
限度額	建造物 3,000 千円 美工 800 千円 民俗資料 1,000 千円	5,000 千円	500 万円
所管課	文教課	文教課	文教課

## ○ 京都府社寺等文化資料保全補助金（単位：件、千円）

年 度	23	24	25	26	27
件 数	115	108	120	101	96
補助金交付額	75,000	64,993	70,845	66,982	65,000

## ○ 文化財を守り伝える京都府基金（単位：件、千円）

年 度	23	24	25	26	27
件 数	30	33	18	12	25
補助金交付額	25,230	25,911	13,399	11,579	21,585

## 【京都府の担当課】

政 策 企 画 部 文化庁移転準備室 075-414-4318  
 戦略企画課 075-414-4334  
 文化スポーツ部 文教課 075-414-4516